

平成27年度11月定例教育委員会会議録

1. 日時	平成27年11月19日(木) (午後3時から)
1. 場所	市来庁舎 2階庁議室
1. 委員会に出席した人	<p>富永伸博委員長・徳重涼子委員・福田恵一委員・宮之原加代子委員 有村孝教育長</p> <p>白井総務課長・松山学校教育課長・紙屋社会教育課長・中村市民スポーツ課長・鶴田給食センター所長・桃北学校教育課長補佐・高瀬社会教育課長補佐・宇都口給食センター所長補佐 書記 後潟総務課主幹</p>
1. 附議事件	<p>議案第14号 いちき申木野市教育委員会行政評価会議委員の委嘱について</p> <p>議案第15号 いちき申木野市障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第16号 いちき申木野市教育委員会委員長の選挙について</p> <p>議案第17号 いちき申木野市教育委員会委員長職務代理者の指定について</p>
富永委員長	<p>只今から11月定例教育委員会を始めます。 教育長の挨拶をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(有村教育長挨拶)</p>
富永委員長	委員の先生方には、先に配布してありました10月定例教育委員会の会議録について、何かご意見はなかったでしょうか。
各委員	何もありません。
富永委員長	ご意見が無いようですので、10月定例教育委員会の会議録については承認いたします。
富永委員長	早速、附議事件に入ります。

<p>白井課長</p>	<p>議案第 14 号「いちき申木野市教育委員会行政評価会議委員の委嘱」について説明をお願いします。</p> <p>議案第 14 号「いちき申木野市教育委員会行政評価会議委員の委嘱」についてであります。</p> <p>提案理由に掲げましたとおり、いちき申木野市教育委員会行政評価会議設置要綱に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況等について、学識経験を有する外部委員による点検及び評価を行うため、委員を選任するものです。</p> <p>3 ページに、いちき申木野市教育委員会行政評価会議委員名簿（案）を掲げております。</p> <p>2 ページの参考条文に、評価会議は委員 5 人以内で組織すると決められております。</p> <p>そういう事で、ここに掲げました、5 人の方々に行政評価会議委員として委嘱してよろしいかお伺するものであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩屋 かよ子（市地域婦人団体連絡協議会） ・所崎 平（市文化財保護審議委員会会長） ・平野 道幸 （市子ども会育成連絡協議会会長、市スポーツ推進審議会会長） ・本村 信一（県立市来農芸高校校長） ・有川 亨（川上小学校 P T A 会長）
<p>富永委員長</p>	<p>只今、説明がありましたが、何か意見はありませんか。</p>
<p>富永委員長</p>	<p>前回と変更がありますか。</p>
<p>白井課長</p>	<p>本村 信一さんが、今年度の人事異動によりまして、市来農芸高校校長として赴任されましたので、前校長の長先生の代わりをお願いしようとするものです。</p> <p>その他は、変更ありません。</p>
<p>富永委員長</p>	<p>他に意見はないですか。その他意見が無いようですので、議案第 14 号については、原案のとおり可決してよろしいですか。</p>
<p>各委員</p>	<p>はい。</p>
<p>富永委員長</p>	<p>よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>富永委員長</p>	<p>議案第 15 号「いちき申木野市障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則」についての説明をお願いします。</p>

議案第 15 号「いちき串木野市障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則」についてであります。

提案理由にありますとおり、文部科学省からの「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」で、「就学指導委員会」については機能の拡充を図るとともに「教育支援委員会（仮称）」といった名称とすることが適当である。」という事を受けて、いちき串木野市障害児就学指導委員会規則の一部を改正しようとするものです。

改正内容は、

題名をいちき串木野市教育支援委員会規則に改める。

第 1 条中「いちき串木野市障害児就学指導委員会」を「いちき串木野市教育支援委員会」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 4 条第 1 項中「副会長」の次に「各 1 人」を加え、同条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条第 2 項第 2 号中「小中学校長」を「小・中学校長」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 関係行政機関の職員

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条 委員会は、いちき串木野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に次に掲げる事業に関し助言を行う。

(1) 県立特別支援学校への就学及び市内小・中学校の特別支援学級への入級及び通級指導教室への通級等について、対象となる幼児・児童・生徒の望ましい就学先の判断に関すること。

(2) 市内小・中学校及び教育委員会において、障害の程度等の判断が困難な幼児・児童・生徒の就学判断に関すること。

(3) いちき串木野市在住で県立の特別支援学校に在籍する児童・生徒の教育支援に関すること。

(4) 特別支援教育の啓発及び事業推進に関すること。

(5) その他教育相談・支援に関し必要なこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のいちき串木野市障害児就学指導委員会規則の規定により委嘱されている障害児就学指導委員会委員である委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後のいちき串木野市教育支援委員会委員規則により委嘱されている教育支援委員とみなす。

以上が改正内容となります。

富永委員長	只今、説明がありましたが、何か意見はありませんか。
富永委員長	拡充するという意味での改正だと思いますが、具体的にどのような所が拡充されてますか。
松山課長	資料4 ページに記載してありますが、内容について、2点が役割として追加されております。 ア 就学先の判断だけでなく、就学後の一貫した教育支援推進のための助言 イ 市町村教育委員会に対する早期からの教育相談・支援についての助言 以上2点が主な拡充部分であります。
福田委員	年に何回開催されますか。
松山課長	年2回です。
福田委員	就学指導をした中で何%ぐらいが、養護学校に行かれたか教えてください。
松山課長	今年で申しますと、特別支援学校が適と判断された子どもたちが、50名中3名であります。
福田委員	保護者の意見が優先されているのですか。
松山課長	基本的には、いろんな基準に照らし合わせて判断いたしますが、保護者の意向も充分踏まえるよう指導がなされております。
福田委員	殆どの保護者が通常の学校に進学させたいと思っているわけですね。
松山課長	3人中2人は保護者の同意を得ておりますが、1人はまだ、保護者が通常の学校に行かせたいという思いがあるようです。
有村教育長	今の件であります。確かに、一昔前とくらべると、保護者の考えを重視する規制緩和が行われました。 以前の規則だと、進学する学校は大体決まっておりましたが、10数年前から保護者の意見を尊重するようになってきております。 そのような事から、通常学校の施設整備も行っていく事となります。

徳重委員	生まれた時から、障害のある子供さん達に対する支援は福祉課の方でしていますよね。
有村教育長	療育園に行ったりしておられます。
徳重委員	療育園に行く程度ではない子どもさん達は、通常の保育園や幼稚園で対応されるのですか。
有村教育長	一義的には、乳幼児健診、3歳児検診、就学前検診あたりで専門家が面談し、状況を判断します。それに保護者が同意をすると、療育園に通園するとか、早い段階で療育をしていくことになります。
富永委員長	他に意見はないですか。その他意見が無いようですので、議案第15号については、原案のとおり可決してよろしいですか。
各委員	はい。
富永委員長	よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。
富永委員長	各課の報告事項をお願いいたします。
各課長	<p>その他事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○11月～12月教育委員会行事報告及び行事計画について(各課報告) ○決算審査の質問内容について <ul style="list-style-type: none"> ・特認校制度の経緯 ・総合体育館の落雷被害の内容 ○会計検査受験について <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設環境改善交付金(総務課) ・幼稚園就園奨励費補助金(学校教育課) ○市議会臨時議会について <ul style="list-style-type: none"> ・議長(中里純人議員)、副議長(楮山四夫議員) ・教育民生委員会 <ul style="list-style-type: none"> 東育代議員(委員長)、西中間義徳議員(副委員長) 松崎幹夫議員、平石耕二議員、中村敏彦議員、下迫田良信議員 ○小規模校の教育を考える会の地区説明会実施について <ul style="list-style-type: none"> 16日：生福小校区、17日：羽島小校区、18日：旭小校区 22日：荒川小校区、26日：冠岳小校区、27日：川上小校区 ○12月議会について <ul style="list-style-type: none"> 12月2日開会 ○辞令交付式について

	<p>福田恵一委員 (任期：平成 27 年 11 月 26 日～平成 31 年 11 月 25 日)</p> <p>○「いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いちき串木野市障害児就学指導委員会」を「いちき串木野市教育支援委員会」に改める。 <p>○市文化祭について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来客数：作品展示 1,233 人、芸能発表 2,000 人 <p>○国民文化祭について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薩摩藩英国留学生記念フェスティバル ・食のまちフェスティバル ・金山シポジウム (1,803 名参加) <p>○PTA九州地区ブロック表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭小学校PTA受賞 <p>○次回定例教育委員会の日程について 12 月 17 日 (木) 15:00 から</p>
富永委員長	何か他にありませんか。
徳重委員	<p>11 月は文化祭シーズンで、色々見させて頂きました。</p> <p>小・中学校の音楽発表会も見させて頂きましたが、とても楽しそうで、会場全体が盛り上がり、素晴らしい音楽祭だったと思いました。</p> <p>国民文化祭の時も、小・中学校の発表がすばらしかったと思いました。</p> <p>昨日は、市来中学校でバレーを見させて頂きました。プロの方の演技はすばらしく、また、市来中の生徒も参加し、一緒に盛り上がるなど、とても感動いたしました。他の学校でも、どんどんしてほしいと思いました。</p>
有村教育長	<p>本物から受ける感動というのは大きいと思います。</p> <p>スポーツ、芸術問わず、本物に触れるというのは、子ども達に与える感動はとても大きいと思います。</p>
富永委員長	他に何かありませんか。
徳重委員	<p>市政施行 10 周年記念で、郷土史が出版されました。</p> <p>委員の方々が、聞き取り調査から何年もかけて、非常に苦勞されて出来上がった郷土史です。</p> <p>とても、読みやすく、内容的にも専門の先生が書かれておられますので、色んな考察も入れてらっしゃいます。素晴らしいものが出来た</p>

	<p>とっております。</p> <p>小・中学校で活用して頂けたらいいと思います。とても分かりやすく、見やすく、けれども内容はすばらしいものになっております。</p>
紙屋課長	<p>今回は1巻ということですが、今後、色んな資料を集めながら、2・3巻を出版していけたらと思っております。</p> <p>各小・中学校の図書館、各地区公民館、各交流センターに置いて頂いて少しでも多くの市民の方々に見てもらうということで、今回は300冊印刷したところです。少し少なかったようなので、次回からは少し多めに印刷していけたらと思っております。</p>
富永委員長	<p>何か他にありませんか。無いようですので、総務課長から発言の申し出がありましたので、発言を許可します。</p>
白井課長	<p>議案第16号の「教育委員長の選挙」及び議案第17号の「職務代理者の指定」につきましては、総務課以外の課につきましては退席していただきまして審議に入らせて頂くことでお願いしたいと思います。</p>
富永委員長	<p>只今、総務課長より発言がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>異義なし。</p>
富永委員長	<p>それでは、総務課を除く課の皆さんは、ここで退席をお願いします。</p> <p>(退席)</p>
富永委員長	<p>議案第16号「いちき申木野市教育委員会委員長の選挙について」の説明をお願いします。</p>
白井課長	<p>議案第16号であります。</p> <p>いちき申木野市教育委員会委員長の任期が平成27年11月25日をもって満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第2条第2項に基づき適用する旧法12条第1項の規定に基づき、委員長の選挙を行うものであります。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する旧法の第12条、教育委員会は委員のうちから、委員長を選挙しなければならない。</p> <p>委員長の任期は1年とする。ただし、再選されることが出来るとなっております。</p> <p>いちき申木野市教育委員会の行政組織等に関する旧規則第3条第2</p>

	<p>項で、選挙は単記無記名投票により行うこと。</p> <p>第 3 項で、出席委員に異義がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。この場合において、被指名人をもって当選人とするかを会議に諮り、出席委員全員の同意をもって当選人とする。といった規則になっております。</p> <p>以上のことから、選挙もしくは、指名推薦の二通りがありますが、いかが取り計らったらよいかお伺するものであります。</p>
富永委員長	<p>只今、説明がありました。</p> <p>選挙あるいは、指名推薦のどちらにいたしますか。</p>
福田委員	<p>指名推薦の方法でよろしいかと思えます。</p>
富永委員長	<p>指名推薦でという意見がでましたが、よろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
富永委員長	<p>それでは、指名推薦で行うことといたします。</p> <p>どなたか指名推薦をお願いします。</p>
福田委員	<p>富永委員長に引き続きお願いしたいと思えます。</p>
徳重委員	<p>私も、富永委員長に引き続きお願いしたいと思えます。</p>
富永委員長	<p>誰か、他の方にお問い合わせ出来ないでしょうか。</p>
福田委員	<p>全員、富永委員長に引き続きお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
富永委員長	<p>わかりました。出来る範囲で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
富永委員長	<p>議案第 17 号「いちき串木野市教育委員会委員長職務代理者の指定について」の説明をお願いします。</p>
臼井課長	<p>議案第 17 号であります。</p> <p>いちき串木野市教育委員会委員長職務代理者の任期が平成 27 年 11 月 25 日をもって満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第 2 条第 2 項に基づき適用する旧法第 12 条第 4 項の規定に基づき、委員長職務代理者の指定を行うものであります。</p>

いちき串木野市教育委員会の行政組織等に関する規則の第4条で、職務代理者の指定は、委員長の推薦に基づき、教育委員会が行うとなっております。

富永委員長

委員長の推薦ということですので、引き続き徳重委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

異義なし。

富永委員長

それでは、徳重委員を職務代理者として指定いたします。

富永委員長

それでは、以上で11月定例教育委員会を終わります。

(午後4時30分)

本会議録は正当なることを認め、ここに承認する。

平成 27 年 12 月 17 日

委員 長 富 永 伸 博

教 育 長 有 村 孝